

精神保健福祉相談員

概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に基づき、都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な情報の提供、助言その他の援助を行うための職員（精神保健福祉相談員）を置くことができる。

資格要件

精神保健福祉相談員は、以下の者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- ① 精神保健福祉士
- ② 学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの
- ③ 医師
- ④ **厚生労働大臣が指定した講習会の課程**を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの
- ⑤ 前三号に準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

主な改正点

- 保健師のほか、自治体の判断で相談支援を行う保健師以外の職員も受講対象とすることが可能。
- 講習科目は、受講生が参加しやすいよう、演習を含む11科目、その時間数は合計22時間以上と大幅に短縮。
- 自治体等の負担軽減、質の標準化を図るため、講義は動画視聴も可能とし、オンラインを活用しての実施も差し支えない旨を明記。
- 質の標準化を図るため、各講習科目の到達目標を新たに明記することにより、本講習会の受講者のゴールを明確化。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日障発1127第10号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001172846.pdf>

講習会の参考資料等

https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/seminar/12_3.html

精神保健福祉相談員について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/seishinhokenfukushisoudanin.html>